様式9（添付1－4）

平成29年度　帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
（Ⅱ　定住外国人の子供の就学促進事業）
事業内容報告書の概要

都道府県・市区町村・協議会名【　　焼津市　　】

平成29年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1．事業の実施体制

別紙

2．具体の取組内容

①不就学等の外国人の子供に係る学校等との連絡調整

外国人児童生徒教育支援員を配置し、本市への転入時における就学のためのガイダンスを教育委員会学校教育課にて行った。生育歴、学習履歴、家族の状況、就学希望や進学希望の有無、将来に向けた見通し、等の聞き取りを行い、同時に、本市の公立小中学校についてや保護者の心構え等の説明も行い、日本の教育への理解を得るようにした。総括支援員が同席したときは、簡単なDLAで言語能力を測ることもした。

その後、受け入れ先の学校と就学時期の連絡調整や聞き取った内容の伝達等をした。

②学校外における、不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語指導又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設

本市の小中学校の空き教室等を活用し、日本語指導・学習支援教室を設置し、必要に応じて外国人児童生徒教育支援員を派遣した。日本語指導教室を利用する児童生徒は、居住学区の学校に在籍しているため、外国人児童生徒教育支援員を派遣する形とし、各校において日本語指導、学習指導を行った。必要に応じて保護者対応や翻訳等も行った。

③不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語指導又は学習習慣の確保に係る指導を学校外において行う指導員の研修

教育委員会学校教育課にて、外国人児童生徒教育支援員の研修を年間 6 回行った。（内容は、本市の外国人の就学状況の情報共有や、効果的な学習方法等について等）

3．成果と課題

①不就学等の外国人の子供に係る学校等との連絡調整

○転入時の相談や案内により、多くの児童生徒が市立小中学校へ就学することとなった。相談時に作成したシート等と学校に引き継いだことで、学校での転入手続きもスムーズに進んだケースが多かった。

●就学を希望しない家庭があり、対応に苦慮している。

②学校外における、不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語指導又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設

○支援員を派遣する形を取ったため、外国人等の児童生徒は、地域の学校に通いながら日本語指導等の支援を受けることができた。

●日本語習得や学習の進度等は、個人差が大きいことであり、初期指導の期間等を一律に決めることはできない。この状況を見ながら臨機応変に対応する必要がある。

③不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語指導又は学習習慣の確保に係る指導を学校外において行う指導員の研修 ○日本語教師の資格をもつ支援員が講師となり、日本語初期支援の方法等についての講習を行い、支援員のスキルアップを図ることができた。また、自分の実践を発表し会う機会を設けたことにより、個に合った支援には様々な方法があることを互いに確認できた。 ○母語ができるバイリンガルの支援員として登録していた方の中から、日本語教師のスキルを身につけたいと希望が多く出てきた。総括支援員が資料等を用意し、研修会で伝達したり、支援員への指導を行ったりした。 ●支援員は登録制であり、立場や働き方の希望、支援員としての経験の有無も様々である。全員に同様のスキルを求めることは難しい。
4. その他（今後の取組等） ・不就学の家庭については、今後も定期的に働きかけ、就学の意思を確認していく。 ・個々の日本語習得等の状況に合わせて、支援員を派遣する期間や時間を柔軟に考え対応する。支援のニーズに合わせ、支援員の適切な配置を行っていく。 ・支援員研修の充実を図るために講師を招聘したり、教材を導入したりすることを通して、引き続き支援員の日本語指導や子どもへの対応のスキルアップを図っていく。また、コーディネーター（今年度の総括支援員）を置き、研修会以外の時でも、支援員への指導ができる体制を整える。 ・他課主催の進路ガイダンスを補助するために支援員が参加する。

※　枠は適宜広げること。（複数ページになっても差し支えない。）